

登録申請に必要な書類

提出部数（正本１部、副本１部）

書類名	様式	留意事項
登録申請書	別記様式第１号	申請書は、「セーフティネット住宅情報提供システム」により、登録事項を入力してください。
法第９条第２項、施行規則第１０号に規定する書類		
間取図	－	規模・設備の概要を表示
登録を受けようとする者が、法第１１条第１項各号の欠格要件に該当しない者であること、登録を受けようとする住宅の構造が法第１２条第１号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面	誓約書様式（Word） 誓約書別添様式（Excel）	【法第１１条第１項】 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 - 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者 - 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法（平成１９年法律第１１２号）第２４条第１項又は第２項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（チにおいて「暴力団員等」という。） - 精神の機能障害により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 - 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を営む。）が前各号のいずれかに該当するもの - 法人であって、その役員のうちにイからホまでのいずれかに該当する者があるもの - 暴力団員等がその事業活動を支配する者 - 建物の転賃借が行われている場合にあっては当該建物の所有者及び転賃人が前各号のいずれかに該当すること - 消防法（昭和２３年法律第１８６号）若しくは建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること - 地震に対する安全性に係る建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること - 基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域内のものである場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること
地震に対する安全性が確認できる書類（昭和５６年５月３１日以前に新築工事に着手したもの）	下記いずれか イ、建築士が行った耐震診断結果報告書 ロ、既存住宅にかかる住宅の品質の促進等に関する法律の保険契約締結書類 ハ、既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の保険契約締結書 ニ、その他耐震性に関する書類	